

# 今月のお知らせ

## 介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(木)です。

更新希望の方は6月30日(月)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

問 保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番  
☎06-6682-9859

## 後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、お住まいの区の区役所後期高齢者医療制度業務担当に電話または窓口でお申し込みください。

### 申込時にお聞きする事項

- ・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。

なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問 窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番  
☎06-6682-9956

## 児童手当の現況届について

現況届の提出が必要となる受給者に現況届を送付しています。また、18歳到達後の最初の4月1日から22歳年度末までの子を多子加算認定している受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者にも送付しています。6月30日(月)までに保健福祉課(福祉)③番窓口へご提出ください。

現況届または添付書類の提出がない場合は児童手当が受給できなくなります。提出がないまま2年経過すると時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問 保健福祉課(福祉) 窓口③番  
☎06-6682-9857

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けます

戦後80年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されるものです。

第十二回特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、令和7年4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族お一人に額面27万5千円、5年償還の記名国債を支給します。

問 協働まちづくり課 窓口④番  
☎06-6682-9734

## マイナンバーのシステムメンテナンス日のお知らせ

マイナンバー関連システムが定期メンテナンスにより、全国的に停止することから、下記日程はマイナンバーカードに関する手続きの一切ができません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

・6月22日(日)日曜開庁日

問 窓口サービス課(住民登録) 窓口⑥番 ☎06-6682-9963

## 令和7年度の国民健康保険料について

### ●保険料の決定

令和7年度(令和7年4月から令和8年3月)国民健康保険料の決定通知書をお住まいの区の区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所へお問合せください。

令和7年度の国民健康保険料は、次の表により計算した金額が年間保険料となります。

|                      | 令和7年度国民健康保険料(年額)                 |                                  |                                  |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
|                      | 医療分保険料                           | 後期高齢者支援金分保険料                     | 介護分保険料 <sup>*1</sup>             |
| 平等割保険料(世帯あたり)        | 33,574円                          | 10,761円                          |                                  |
| 均等割保険料(被保険者あたり)      | 被保険者数<br>×34,424円                | 被保険者数<br>×11,034円                | 介護保険第2号被保険者数<br>×18,784円         |
| 所得割保険料 <sup>*2</sup> | 算定基礎所得金額 <sup>*3</sup><br>×9.30% | 算定基礎所得金額 <sup>*3</sup><br>×3.02% | 算定基礎所得金額 <sup>*3</sup><br>×2.56% |
| 最高限度額                | 65万円                             | 24万円                             | 17万円                             |

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

※2 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

※3 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

### ●保険料の納付

国民健康保険料のご納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問 ●保険料の決定に関すること 窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956

●保険料の減免、納付に関すること 窓口サービス課(保険管理) 窓口⑨番 ☎06-6682-9946

## 6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などを質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。

就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

### 【相談対応】

大阪府及び大阪労働局(ハローワーク)において、公正採用選考に関する相談を実施します。

問 大阪府商工労働部雇用推進室  
☎06-6210-9518



相談窓口はこちら

## 令和7年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(月)です。なお、3月18日(火)以降に所得税の確定申告または、市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

市民税・府民税・森林環境税の詳細は、大阪市HPをご確認ください。

問 あべの市税事務所 個人市民税担当  
☎06-4396-2953



HPはこちら

## 大阪・関西万博開催期間における海上保安庁・大阪府警からのお願い



夢洲周辺海域において、海上警備を強化します。夢洲・舞洲間の海域は停留することなく航行して下さい。

詳しくは、第五管区海上保安本部HPをご覧ください。

問 第五管区海上保安本部 ☎078-391-6551



HPはこちら

## 大阪・関西万博公式キャラクター入りナンバープレート(原動機付自転車)を交付しています

2025年大阪・関西万博公式キャラクター入りナンバープレートを交付しています。また、上記ナンバープレートを取得された方に、記念品としてナンバープレート型キーホルダーをお渡しします。

### 【対象車種】

原動機付自転車の4車種

(50cc、90cc、125cc、ミニカー)

※50ccには、「総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの」を含みます。

※特定小型原動機付自転車は対象外です。

### 【交付対象者】

新たに上記4車種を取得される方(大阪市内を主たる定置場とする対象車種のみ)、既に大阪府で上記4車種のナンバープレートの交付を受けている方のうち希望される方

### 【交付場所】

あべの市税事務所の窓口

問 あべの市税事務所 軽自動車税担当  
☎06-4396-2954



詳しくはこちら